大牟田市告示第６５号

大牟田市電力の調達契約に係る一般競争入札参加者資格を次のように定める。

平成２５年 ６ 月２５日

大牟田市長　中　尾　昌　弘

大牟田市電力の調達契約に係る一般競争入札参加者資格

大牟田市契約規則（平成２年規則第２６号）第２条の規定に基づき、本市が発注する電力の調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を次のとおり定めるものとする。

１　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「政令」という。）第１６７条の４第１項各号のいずれかに該当する者でない者

２　政令第１６７条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者で、３年を限度として市長が定める期間を経過していないもの及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者又は入札代理人として使用する者に該当しない者

３　法人税、消費税及び地方消費税、事業税並びに本市の市税の滞納がない者

４　電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）第２条の２の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者

５　次のいずれかに該当する者（政令第１６７条の４第１項第３号に掲げる者を除く。）でない者

(1)　事業主、法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者

(2)　暴力団員が実質的に運営している者

(3)　暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用している者

(4)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している者

(5)　暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者

付　則

この告示は、告示の日から施行する。

付　則（平成２７年５月１９日告示第４４号）

この告示は、告示の日から施行する。

付　則（平成２８年５月３１日告示第５５号）

この告示は、告示の日から施行する。

付　則（平成３０年５月２５日告示第５３号）

この告示は、告示の日から施行する。